

鴻池運輸株式会社

産業廃棄物収集運搬業務講習会

2017年5月12日 東京 開催

2017年5月19日 大阪 開催

廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために！

～たかが廃棄物、されど廃棄物
廃棄物に笑うものは、廃棄物に泣く～

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士 北村 亨



1. 廃棄物処理のリスク管理とは・・・「適正処理」をめざすこと

はじめに

◎適正処理とは何か

廃棄物処理法では、「第二条」、「第三条」をはじめとして、多数の条項において「適正な処理」、「適正処理」の用語が頻繁に使用されている。

この言葉は何の行為を指示しているのか。何を禁止するのか？

◎これこそ廃棄物処理法の目的そのものです。

すなわち、廃棄物処理法の存在目的は「生活環境保全上の重大な支障発生防止の体制を確立するため」にあります。

過去に「生活環境保全上の重大な支障」が発生した事例を紹介します。実際に発生リスク事例を問題提起し、その対策を皆様と共に考えたい。

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



2.廃棄物とは何か？

2

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し(なくなって不要になった物)、又は他人に有償で譲渡できないために不要となった物をいう。
- ② 総合判断説が基本的な定説となる。判断要素＝下記5項目

・性状、排出状況、取り扱い形態、取引価額の有無、占有者の意思

判断に恣意性要素あり、曖昧な事が問題。客観的基準が決まらない。

- ③ 廃棄物の特例的扱い (廃棄物由来だが、廃棄物扱いが緩和、特例)
- イ、専ら物 (金属くず、古紙類、古布繊維類、ガラス瓶)
 - ロ、下取り回収品 (メーカー、販売店が販売時に回収する場合)
 - ハ、法令による除外品

海上における漁業活動による発生^の不要物、放射能で汚染された廃棄物(別法規制取締り)、土地造成に伴い発生する土砂等、気体(液体、固形物以外)

テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



3.廃棄物の分類表

・ 廃棄物の大きな分類

①産業廃棄物 と 特別管理産業廃棄物

②一般廃棄物 と 特別管理一般廃棄物

・「一般廃棄物」とは 産業廃棄物 以外の廃棄物、二種類に分類される

①事業系一般廃棄物 ②家庭系一般廃棄物

・「産業廃棄物」は、廃棄物の中の20種類に特定している。

① あらゆる事業活動から発生した物(12品目)

- ・燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、廃プラスチック類
- ・金属くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、ガラス・コンクリ・陶磁器くず

② 特定の事業活動に伴い発生した物(7品目)

・紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物死体、動物ふん尿、動物系固形物

③ ①と②を処分するために処理したもの(1品目) セメント固化物

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



44.排出事業者責任と許可制度及び欠格要件

①排出事業者責任とは、廃棄物処理法的基本的な根底理念

- 廃棄物の適正処理する責任は排出事業者にある。
- 廃棄物を処理する場合は、まず**委託基準の遵守**が法律で定められている。

②委託基準

- 廃棄物処理の委託は、事前に書面で契約を締結。 **許可業者**に委託
- 契約は収集運搬、処分の各々個別契約が必要。 **最終処分確認努力義務**

③許可制度

- 産廃、一廃も、各々許可が必要。無許可の営業は法令上の禁止。罰則有り。
- 都道府県単位で許可が出され、名義貸し、再委託は厳しく取締まる制度有り。

④欠格要件制度

- 欠格要件に該当の場合、当該業者の廃棄物関連の全許可が取消し処分。
- 特に厳しいのは、**役員等(株主含む)の欠格要件の範囲と適用関係です。**

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



5.産廃の許可制度と欠格要件

- ①対象者:当該許可を受けた法人又は当該法人の役員、監査役など
- 役員には5%以上の株主を含む、
 - 多額の債権を所有する者等を含む
 - 当該法人の事実上支配力を有する者(顧問、参与、名称を問わず)
- ②欠格要件: 次の項目に該当する場合 (一部省略)
- 成年被後見人、被保佐人、破産者(自己破産を含む)で復権なし
 - 国内法(廃掃法以外)で禁固以上の刑を受けて5年を経過しない者
 - 廃掃法、浄化槽法、その他生活環境保全目的法令の処分、暴対法に違反し、又は刑法(傷害・現場助勢・暴行・凶器準備集合・脅迫・背任)の罪を犯し、罰金刑に処せられて、5年を経過しない者。
 - 重大な廃掃法違反による許可取消の日から5年を未経過のもの【法人、個人】
 - 聴聞通知の日の前60日以内に当該法人の役員で5年を未経過の者を含む。
 - 暴力団員、又は暴力団員でなくなった日から5年を未経過の者。
- 注意:欠格要件は連座制有り。欠格要件会社に在籍の役員も欠格要件該当者です。

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



6. 最近のリスク管理の失敗事例(1)

「coco壺番屋」のビーフカツ横流し事件



経過:

- Coco壺番屋は、廃棄用のビーフカツを産廃業者『ダイコー』に処理委託
- 「ダイコー」は廃食品類等を堆肥化処理の産廃許可業者、食品再生登録業者。
- 堆肥化処理とは、食品リサイクル法の適用有り。コンポスト、有機肥料化等
- 『みのりフーズ』への横流し転売は、産廃委託契約書の処理契約違反

問題点

- 廃棄物の施設処理を前提した処理基準違反、マニ伝の虚偽記載に該当
- 排出事業者「壺番屋」は、廃棄物の最終処分確認義務に違反、廃棄物管理の処理責任有り。あわせて、食品衛生法上の管理責任に重大な違反。
- 背景には、ダイコーの受入処理費が相場より安く、転売を前提とした処理の仕組みが想定される。COCO壺番屋に最大の責任がある。被害者は消費者。

テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



6. 最近のリスク管理の失敗事例(2)



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



7. 不法投棄事件のリスクを防止するために(1)

生活環境上の重大な支障の発生事例 1

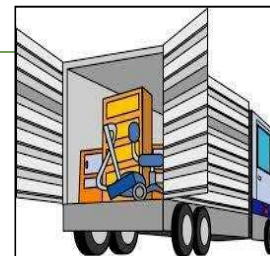
- A病院の引越時に、大手のB運送業者が引越し業務を受託した。
- 新病院への引越し運搬物とは別に、引越しに伴う膨大な廃棄物が発生
- 大量、かつ品目も多く、また性状も液体、汚泥、固体などに多岐にわたる。
- これは日常の医療廃棄物とは根本的に異なる廃棄物で有り対策必要。
- 長期保管物がまとめて処分されたり、有害性のある廃棄物(PCB, アスベスト、水銀、廃油系)なども一部には含まれていた。→写真週刊誌にて公開暴露された。
- 診療診察のメモ、患者のカルテ、診断書写し、レントゲンフィルム、保険証のコピー等も多数含まれ、無許可の山林に散乱投棄されていた。

結果： B運送業者は、廃棄物処理法の行政処分を受けた。(警告書)

◎ 事業所の引越案件の注意事項

事前の打ち合わせ。役割分担、引越計画書、引越手引書は有るか？

処理委託契約書、最終処分先の確認が出来ているか？



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」

7. 不法投棄事件のリスクを防止するために(2)

A病院



新病院



不法投棄発覚！

8. 公用水面などの水質汚染を回避するために

利根川の、DOWAハイテックによる利根川水質汚染事件

- 水質汚染のDOWAハイテックにて処理が出来ない廃液を、無害化処理不能の高崎金属工業に委託した。従来は焼却処理をしていた。
- 自社の焼却施設が使用できずに、中和処理として処理不能の他社に委託した。
- 浄水場にて有害物質ホルモアルデヒドが発生し操業停止となった。
- 千葉、埼玉、東京では一時は給水停止となった。約35万世帯
- 数億円近い損害賠償請求として裁判になった。
- 廃液含有の成分が、浄水場の塩素と化学反応して有害物質[ホルモアルデヒド)に変化した。飲料水としては有害のため、操業停止となる。

◎事業所から発生の特管理産廃の委託対策は十分、万全か？

廃棄物データシート(WDS)は活用されているか？

当時のWDSは、指針であって強制力がない。➡ 廃棄物処理法の政省令改正。

➡特定品目(汚泥、廃酸、廃アルカリ等)は使用の義務付に改正された。



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」

9.. 廃棄物の地下浸透による土壤汚染を回避するために。

東京築地の卸売市場の移転先：豊洲地区の土壤汚染



- 豊洲地区では、新卸売り市場建設の環境調査にて、土壤に有機溶剤系汚染物質の基準値を超える数値が測定された。
- 発がん性のある溶剤系[トリクロロエチレンなど}であり、食品を取り扱う市場としては食品衛生上、都民の健康上の大きな問題となった。
- 汚染原因は、過去に東京ガスのガス製造工場が立地していた。石炭からガスを製造の過程で有機溶剤系廃油が生成され、漏れ、浸透し、土壤に蓄積したか？
- 土地造成用に持ち込まれた残土に有害物質が多量に含まれていたか？

◎廃棄物の保管時又は移送時に、飛散、流出により、汚水提等が地下浸透する事故の発生防止対策には十分かつ万全の体制を。

◎廃棄物の保管基準には、飛散流出防止、地下浸透禁止の規定有り。

テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



10. 具体的事例の問題点と考え方

①-1 木製パレットを自社内にて焼却処分をしたケース

- 廃棄物の自己処理は法令違反ではないが、処理基準違反になります。
- 廃棄物は焼却設備を用いない焼却行為は禁止されています。
- 廃棄物処理法第25条違反、罰則として1000万以下の罰金です。
- まとまった段階で処理業者に処理を委託されたほうが正解です。



①-2 自社の敷地内に廃棄物を埋立処分をしたケース

- 平成3年の法廃棄物処理法成立までは、自己処理として許可不要の扱い有り。
- 改正で、埋立が小規模でも、処理施設設置許可申請必要
- 全国には、法改正前の設置許可不要の届出の自己埋立場が多数存在
- 土壌汚染、水質汚染の原因となるため規制が厳しくなっている。
- 現在は、自己の敷地でも廃棄物埋立行為は禁止で法違反となる。
- 小型焼却炉周辺、低地に焼却灰を埋めた跡地(当初は違反ではない)。
工場の建て替えの際、掘削した場合⇒ダイオキシン対策必要



10. 具体的事例の問題点と考え方(2)

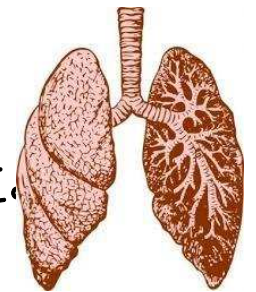
②石綿含有産業廃棄物について

◎石綿含有産廃(スレート板、サイディング、Pタイル等)は、何故他の廃棄物と混載してはダメなのか？

- アスベストは、肺に吸収された場合に癌発生の危険性が認知された結果、破砕せず、飛散させずに処分施設に直送が処理基準として定められた。
- 石綿含有建材は、家屋、事務所、建物などに大量に使用されてきた。
- 防火用、耐火用の有効な建材であり、使用を指導されてきた物質。

◎廃棄物として発生した場合の対応方法は？

- 安易に破砕したり、再生砕石として路盤材・埋立材に使用しないこと。
- 発見されたら、全量を掘削して回収する責任がかかるため要注意。
- 処理コストがかかっても、破砕せずに埋立処分ルートで処理する。



◎建設現場の敷地内にて埋め込み処分の結果、ゼネコンが書類送検の事例

- 少量でも、発覚した場合は、廃棄物処理法違反により刑事罰を受ける場合あり
- 下請け業者の作業担当者からのタレコミ多々あり。社会的信用の失墜。



10. 具体的事例の問題点と考え方(3)

③PCB含有廃棄物について

- 建設物の解体、改修工事に伴って発生するが多い。
- トランス、コンデンサー、照明器具の安定器などに絶縁油としてPCBが使用
- PCB含有機器類を使用機器から外すと、再使用不可で、PCB廃棄物となる。

1.PCB含有廃棄物が発生した場合の対応方法は？

- 工事等では、製造メーカー、銘板にて製造番号確認、日本電機工業会に照会
- 廃油類の場合は、必ず分析機関にて成分、濃度の検査を受け、分析証明書を手
- PCB使用機器は、行政に登録制度あり。場所移動、処分時には届出義務あり。
- PCB含有廃棄物の処理責任は、当該使用機器の所有者にある。元請ではない。

2.保管、運搬、処分の注意事項

- 特別管理産業廃棄物としてPCB廃棄物の運搬基準を満たした許可業者に委託。
- PCB含有廃棄物の処分は、日本環境安全事業(株)か、国認定無害化処理施設

3.過去の不適正処理事例。

建売住宅業者が、トランス内のPCB含有廃油を普通の廃油として売却処分
当該会社の取締役が、廃棄物処理法違反で、書類送検された。

テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」



10. 具体的事例の問題点と考え方(4)

④フロン類使用廃棄物

1. 排出場所など物の特定と発生の時点

- ・ エアコン、冷蔵・冷凍機器類、業務用冷凍倉庫、飲料自動販売機
- ・ 設備の入れ替え、廃棄、又は改修工事、下取り、リースアップなど

2. 処理責任

発注者、工事元請け、所有者に適正処理の注意義務がある。

3. 廃棄物として発生した場合の注意事項

- ・ 廃棄物処理法とは別の「フロン回収・破壊法」の適用対象となる。
- ・ 引取り機器(自販機)にフロン類の使用確認⇒フロン回収対象とする
- ・ フロンガス未回収機器には、『フロン未回収』のシールを貼付
- ・ 発注者等に書面(事前確認書)にて説明し、処理の打ち合わせ
- ・ 「フロン回収破壊法」による工程管理票を使用して回収状況管理

テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」



11. 「廃水銀等」の取り扱い変更(1) 収集運搬業の留意事項

1. 特別管理産業廃棄物に新たに「廃水銀等」が指定され、次の処理基準が定められた。
 - ① 廃水銀等の運搬基準の強化、② 廃水銀等の処理基準は硫化固型化後に埋立。
2. 水銀使用製品産業廃棄物の処理基準が追加された。
 - ① 製品は破砕せず運搬、② 水銀回収後に処分(硫化固型化後に埋立)
3. 実施日
 - ① 特管物の指定と、その収集運搬・保管基準は、平成28年4月1日～ [今年から]
 - ② 廃水銀等の硫化・固型化基準、及び処理基準は、平成29年10月1日～
4. 対象となる廃水銀等
 - ① 発生施設を特定(・水銀回収施設、・水銀使用製品製造施設、・水銀を媒体とする測定機器を有する施設、・国または地方公共団体の試験研究機関、・大学及びその試験研究機関など)
 - ② 「水銀等」が含まれている産廃を特定
5. 処分・再生の方法
水銀精製後に硫化設備にて硫化水銀を生成。硫化水銀を固型化して埋立



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

11.「廃水銀等」の取り扱い変更(2)

収集運搬、保管基準

◎廃水銀等を特別管理産業廃棄物として収集運搬する場合

- ①特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請が必要であること。
- ②許可品目は、個別列挙により指定されていること。

◎廃水銀等の収集運搬基準

- ①特別管理産業廃棄物にかかる一般的な収集運搬基準の遵守
- ②運搬容器に収納して収集、又は運搬すること
- ③運搬容器は、密閉できること。その他構造基準を遵守すること。
- ④容器の構造基準(収納しやすいこと及び損傷しにくいこと。)

◎廃水銀等の保管基準

- ①容器に入れて密閉すること。当該廃棄物の飛散、流出又は揮発の防止のために必要な措置を講ずること、
- ②高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ③腐食の防止のために必要な措置を講ずること。



12. 行政処分を受けた具体的事例

- ① 廃電子機器(旧型製品)が中間処理業者にて破砕処理せずに有価売却→
→製品として輸出。→海外から国内サービスセンターに修理用部品請求有り。
→不適正処理が発覚。→横流しされたメーカーが行政に通報→行政処分
マニフェスト伝票の虚偽記載として事業停止一か月の行政処分を受ける。
- ② 保管積替許可のない貸倉庫に梱包の古紙、ペットボトルと併せて廃バイクを保管。排出者には破砕処理済のマニフェストを返送していた。 その結果:
事業範囲無許可変更に該当したが、貸倉庫のある県の許可廃止届を出したため
許可取消は回避。マニフェスト伝票の虚偽記載として事業停止一か月行政処分
- ③ 品目限定の中間処理業の処理施設にて、許可品目以外の特別管理産業廃棄物(バッテリー)を保管していたために、事業範囲無許可変更として許可取り消し処分を受け、再起は断念して廃業せざるを得なかった。



13. マニフェスト伝票の取り扱いの留意事項

- (1) マニフェスト伝票が必要とされる場合（行政の報告徴収）
 - ・特定の事業者又は処理業者の処理状況の裏付け調査
 - ・不法投棄事件に係る事業者、処理業者の調査
- (2) マニフェスト伝票の記載内容は、実態はミス、間違い多い
 - ・記載方法のマニュアルあるが、利用されていない。
 - ・マニフェスト伝票の虚偽記載で事業停止30日の処分有り
- (3) 具体例の提示

冷凍冷蔵庫から排出の賞味期限切れ食品類

- ・産廃の種類： ○**動植物性残さ** ➡ × 紙くず、廃プラ
- ・荷姿： ○**段ボール箱** ➡ × パレット
- ・産廃の種類： ○**廃食品類** ➡ × エサ、残渣



テーマ：「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

14 処理業許可(収集・運搬業)の「変更届」

(1)事業内容その他の変更があった場合の変更届

①対象となる変更内容:

- ・会社名、代表者、住所、役員、株主を変更した場合
- ・処理施設にて廃棄物置き場の配置を変更した場合
- ・使用車両の増車、減車、駐車場の場所変更の場合
- ・取り扱う産廃物の種類を減少した場合
- ・処理施設の軽微変更又は施設を廃止、処理業許可廃止

②手続き方法: 変更後10日以内に、所定の様式にて提出。

③ 無届の場合の罰則

- ・届け出義務違反として、罰金30万円、
- ・悪質とみなされた場合には事業停止処分となる。



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

15.処理業許可の「変更許可申請」

1.許可内容の変更の場合、事前に変更許可申請を行うこと。

(1)対象となる変更内容:

- 事業範囲を変更する場合。(収集運搬、保管・積替え、処分業)
- 特別管理産廃を取り扱う場合
- 取り扱う廃棄物の種類を増加又は変更する場合
- 処分業にて処理施設(処分方法)を増加又は変更する場合

(2)手続き方法:

- 事前に、「事前計画書」を提出し、協議し、受理された後に変更申請。
- 変更許可申請は、新たな許可申請と同じ手続きが要求される。
- 変更許可申請して、変更承認後に新許可証が交付される。
- 変更許可の承認前に使用、稼働、運転した場合は罰則あり。

(3)罰則:

- 違反した場合は、最高刑で懲役5年、罰金1000万円(最高)



テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」

16. 許可業者に対する行政処分の内容

1. 許可業者が違反行為を犯した場合、

① 事実関係の調査(下記②、③の指導の予備・事前調査、並行実施)
報告徴収 ➡ 立入検査 ➡ 改善命令 ➡ 措置命令

② 処理業許可関係

指導書 ➡ 改善命令(計画書の指示) ➡ 警告書 ➡ 事業停止 ➡ 許可取消

③ 処理施設認可関係

指導書 ➡ 施設の改善命令 ➡ 施設使用停止命令 ➡ 施設設置許可取消

違反行為を犯した場合、行政処分とは別に刑事処分を受ける場合がある。廃棄物処理法違反では、法人に、罰金(最高3億円)がある。



17. 処分業許可の行政処分「許可取り消し」

1. 許可取り消し処分の対象

- ①収集運搬業許可(積保含まず、又は積保含む)、②処分業許可(中間、埋立)
- ③処理施設設置許可、④特別管理産業廃棄物許可(収集運搬、処分)

2. 許可取り消し処分の効果、影響

- ・上記の①～④の許可がすべて取り消し処分を受ける。
- ・一般廃棄物処理業許可、浄化槽清掃業許可も同時に許可取り消し処分

3. 対策

許可取り消し処分を受けることが確実の場合、該当する許可だけ事前に廃業届を提出し、被害を最小限に抑えること。実態上、法理論上可能

4. 処理業者として、まさかの時の対策、リスクヘッジを準備しておくこと。



18. 廃掃法の一部改正の法律案(平成29年3月閣議決定) 内容 ①

1.現 状:

・**廃棄物の不適正処理事案の発生**

平成28年1月発生 of 食品廃棄物の不正転売事案など、引き続き廃棄物の不適正事案が発生している。

2.問題点

・許可取り消し後の廃棄物処理業者が、廃棄物を保管している場合に行政としての対応強化策が必要 → **規制の強化対策を法制度化**

・**電子マニフェストの活用**による不適正事案の早期把握や原因究明等が必要

3.対策(改正案) = 廃棄物の不適正処理への対策強化

・**許可を取り消された者に対する措置の強化**

・許可権者は許可取消の業者に対し、必要な措置を講ずるよう命令ができる。

・**マニフェスト制度の強化**

・特定の産廃物を多量に排出の事業者には電子マニフェスト使用義務づける



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」

18. 廃掃法の一部改正の法律案(平成29年3月閣議決定) 内容 ②

1. 現 状

- ・**雑品スクラップの保管等による影響**

鉛等の有害物質を含む電気電子機器類のスクラップ(=雑品スクラップ)等が環境上の対策なしに破砕、保管されている結果、火災の発生、有害物質の漏出などによる生活環境上の支障が発生。

2. 問題点

電気電子機器等は、有価取引され、廃棄物に該当しない雑品スクラップの保管などに際して行政による把握や基準を遵守させる等の管理体制の制度がない。

3. 対策(改正案) = 有害使用済機器の適正な保管等の義務付け

- ・**対象物**: 人の健康や生活環境に係る被害を防止するため、雑品スクラップ等の有害な特性を有する使用済の機器(有害使用済機器)
- ・**対象義務者**: これらの物品の保管、又は処分を業として行う者
- ・**義務内容**: 都道府県知事への届出、処理基準の遵守等の義務付け
- ・**規制指導内容**: 処理基準違反者への命令等の措置を講ずる。



テーマ: 「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」

18.廃掃法の一部改正の法律案(平成29年3月閣議決定) 内容 ③

1.親子会社における一体的処理の特例＝自ら処理の範囲拡大

- ① **要件**:親子会社が一体的な経営を行うものである等の要件に適合する。
- ② **前提条件**:都道府県知事の認定を受けた場合、
- ③ **特例内容**:当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、
相互に親子会社間で一体として産業廃棄物処理を行うことが可能。

2. 現行の廃棄物処理法においては、

排出事業者が、自らの産業廃棄物を自ら処理する場合は、産業廃棄物処理業の許可は不要である。

自ら処理の適用範囲を親子会社にも拡大し、特例として認める内容です。



テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立のために」

19.コンプライアンス体制の構築のために

- ①廃棄物処理法に限らず、環境関連の法令に詳しい人材を早期に育成。
- ②遵法は会社の経営層だけでなく、社員全体が護りチェックする体制確立
- ③法改正などの際、国、県、産廃協会の改正法説明会に複数社員が参加
- ④許可更新に必要な処理振興センター認定講習会は、役員以外も受講
- ⑤日常の小さな疑問点も、即時に質問し、疑問を解明する仕組みを確立
- ⑥廃棄物処理関連の法令集、雑誌、新聞は、誰でも閲覧できる机を設置
- ⑦インターネットにて行政処分の通知をコピーして全員が読める仕組み
- ⑧社内情報の風通しを良くして、何でも言える、聞ける社内風土を醸成
- ⑨廃棄物処理法の改正で、より厳格になっている事を周知理解。



テーマ:「廃棄物処理のリスク管理体制の確立強化のために」